

佐倉市告示第6号

令和6年能登半島地震による被災者に対する市税の申告等の期限を延長するので、下記のとおり告示する。

令和6年1月23日

佐倉市長 西 田 三十五



記

佐倉市税賦課徴収条例（昭和34年条例第13号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求にかかるものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

指定地域
富山県、石川県